

名古屋市立大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長  
が定める事項に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、次に掲げる規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを規定する。

- (1) 名古屋市立大学医学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第55号）第3条第1項第3号
- (2) 名古屋市立大学薬学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第56号）第3条第1項第3号
- (3) 名古屋市立大学経済学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第58号）第3条第1項第3号
- (4) 名古屋市立大学人文社会学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第60号）第3条第1項第3号
- (5) 名古屋市立大学芸術工学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第62号）第3条第1項第3号
- (6) 名古屋市立大学看護学部教授会規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第64号）第3条第1項第3号
- (7) 名古屋市立大学総合生命理学部教授会規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第7号）第3条第1項第3号

(一部改正 平成30年達第37号)

(事項)

第2条 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 学部における学科に関する事項
- (2) 学科目の種類及び編成に関する事項
- (3) 教育及び研究施設の設置、廃止及び変更に関する事項
- (4) 学生の転学、退学、休学に関する事項
- (5) 学生の試験に関する事項

- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生団体、学生活動及び学生生活に関する事項
- (8) その他学部の教育、研究及び運営に関する事項

(一部改正 平成 31 年達第 63 号)

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年公立大学法人名古屋市立大学達第 37 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年公立大学法人名古屋市立大学達第 63 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。